

平成 22 年 12 月 22 日

### 企業会計基準適用指針公開草案第 46 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（平成 20 年 3 月 31 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第 21 号 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日 <u>改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 21 号 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p>15-2. <u>平成 XX 年改正の本適用指針は、平成 XX 年改正の企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の適用に合わせて、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p>(新設)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>開示</b></p> <p>30. <u>(削除)</u></p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><u>(四半期財務諸表における注記)</u></p> <p>30. <u>企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下「四半期会計基準」という。)第 19 項(21)及び第 25 項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、資産除去債務</u></p>

公開草案	現行
	<p>が前年度末と比較して著しく変動している場合には、その簡潔な説明及び変動額の内訳を記載することが考えられる。なお、会計基準の適用開始による資産除去債務の変動については、その影響が重要であれば、「重要な会計処理の原則及び手続についての変更」(四半期会計基準第19項(2)及び第25項(1))として注記を行うこととなる。</p>

以上